

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（566））
2. 日時：平成29年12月26日 13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他13名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料を用いて、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備」、「61条 緊急時対策所」、「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、事実関係の確認を行うとともに、今後必要に応じて指摘等を行っていく旨伝えた。
- (3) 日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 緊急時対策所換気空調系 必要外気取入量について
- ・ 東海第二発電所 既設建屋のコンクリート密度等を変更した場合の中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価の再評価結果について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（61条まとめ資料抜粋）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用炉発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等】
- ・ 東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.18緊急時対策所の居住性等

に関する手順等】